令和3年9月7日

第3回多度津町議会定例会会議録

- 1、招集年月日 令和3年9月7日(火) 午前9時00分 開議
- 1、招集の場所 多度津町役場 議場
- 1、出席議員

1番	村井 勉	2番	門	秀俊
3番	天野 里美	4番	兼若	幸一
5番	中野 一郎	6番	松岡	忠
7番	金井 浩三	9番	小川	保
10番	古川 幸義	11番	隅岡	美子
12番	渡邉美喜子	13番	尾崎	忠義
1 1 11				

14番 志村 忠昭

1、欠席議員

8番 村井 保夫

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

//8/C. 0. 0		
長	丸尾	幸雄
長	秋山	俊次
長	三木	信行
代表監査委員		善宣
会計管理者		佐千子
町長公室長		岡川
総務課長		知典
	河田	数明
Ž	西山	政有紀
竞課長	石井	克典
R 険課長	松浦	久美子
止課長	富木區	田 笑子
Ž	三谷	勝則
Ž	谷口	賢司
	阿河	弘次
Ţ Ç	竹田	光芳
	長長貴君長、課職、課職、課職、課職、課職、課職、課職、課職、課職、課職、課職、課職、課職、	表 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長

1、議会事務局職員

 事務局長
 森
 泰憲

 書
 記
 前原
 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長(村井 勉)

お早うございます。

ご報告申し上げます。8番 村井 保夫 議員、入院中のため、本 9 月定例会は欠席届が出ておりますので、ご報告申し上げます。

改めまして議員各位にはご多忙のところ、定刻にご参集を頂きまして誠に有難うございます。

ただ今より、令和3年第3回多度津町議会定例会を開催致します。

開会に先立ちまして、町長よりご挨拶があります。丸尾町長。

町長(丸尾 幸雄)

皆さん、お早うございます。

令和3年多度津町議会9月定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。議 員の皆様方におかれましては町の発展と住民福祉の向上のため、日々議員活動にご精励 頂いておりますことに感謝を申し上げます。また、皆様ご承知のとおり、新型コロナウ イルス感染症につきましては、一時期より感染者数が減少したものの感染力の強いデル タ株により全国的に感染拡大が続いており、重傷者数も増加をし、医療体制が逼迫する など危機的な状況が継続しております。このため東京都や大阪府を始め21都道府県に緊 急事態宣言が、本県を始め12県にまん延防止等重点措置が今月12日まで適用され、ま た、その延長も検討されているところであります。本県におきましても40歳代以下の方 を中心に感染者が急増し、8月19日に1日当たりの感染者数111名となり、また、8月ひと 月の感染者数が1,992名となり、それぞれ、これまで最も多くなりました。現在の1日当 たりの感染者数は減少傾向にありますが、依然高止まりの状態にあり、医療体制も逼迫 をし、非常に厳しい状況が続いております。本町におきましても若い世代の方や家庭内 での感染が相次ぎ、昨日までの感染者数が合計88名で8月1ヶ月の感染者数が36名と過去 最多となりました。こうしたことから、町民の皆様に大切な家族や友人、仲間の方に感 染させることのないよう、不要・不急の外出、移動を自粛して頂くとともにご自身はも とより家庭内や職場内での感染防止対策の徹底、新型コロナウイルスワクチンの積極的 な接種など最大限の感染防止対策をとって頂くよう、私からのメッセージを出したとこ ろでもあります。引き続き、感染防止対策の徹底を呼びかけてまいります。また、本町 における新型コロナウイルスワクチン接種状況につきましては、多度津地区医師会にご 尽力を頂き、高齢者の方につきましては、接種を希望される方は、おおむね接種を完了 し、64歳から12歳までの方につきましては、今月3日現在、対象者13,215名に対し、1回 目以上の接種者が8,456名で対象者の63.9%となっており、引き続き若い世代の方にも 出来る限り多くの方に接種して頂けるように取り組んでまいります。

さて、本定例会におきましては、条例改正・補正予算・決算認定など14議案を提案させ

て頂いておりますので、慎重審議の上、ご議決賜りますよう、お願いを申し上げて冒頭 のご挨拶とさせて頂きます。どうかよろしくお願いを致します。

議長(村井 勉)

ただ今、出席議員は13名であります。

よって、地方自治法第 113 条の規定により、令和 3 年第 3 回多度津町議会定例会は成立 を致しました。

これより、第3回定例会を開会致します。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、皆さんマスクを着用しておりますが、 昨今の感染状況に鑑み、飛散防止用アクリル板の前で発言する時も、感染対策の観点からマスクを着用すること。また、体調等を考慮し、登壇して発言する場では、各自持参したペットボトルの水又はお茶を飲むことが出来るということを 8 月 27 日に開催されました議会運営委員会において協議、決定されました。この決定のとおり、アクリル板の前で発言する時もマスクを着用すること。その際の発言する場では、各自持参の水又はお茶を飲むことが出来るということにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

日程第1.会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第 125 条の規定により、6番 松岡 忠 君、 10番 古川 幸義 君を指名致します。

日程第2.会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。議会運営委員会委員長、小川 保 君。

議会運営委員会委員長(小川 保)

お早うございます。

会期の件でございますが、本日9月7日より9月24日までの18日間とし、詳細については、議長の方でお諮りをお願い致します。

議長(村井 勉)

ただ今、議会運営委員会委員長発言のとおり、本定例会の会期は本日より 9 月 24 日までの 18 日間とし、日程については、本日 9 月 7 日(火)提案説明、8 日(水)休会、9 日(木)一般質問、10 日(金)一般質問、11 日(土)から 13 日(月)休会、14 日(火)総務教育常任委員会・建設産業民生常任委員会、15 日(水)休会、16 日(木)総務教育常任委員会・建設産業民生常任委員会予備日、17 日(金)から 23 日(木)休会、24日(金)、議案審議と致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

なお、一般質問者が 10 名となっており、9 日 (木) は通告順で 1 番から 7 番まで、 10 日 (金) は通告順で 8 番から 10 番までと致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日より 9 月 24 日までの 18 日間とし、先に言いました日程によることに決定致しました。

日程第3.諸般の報告を行います。

まず、議長報告でありますが、監査委員より、例月現金出納検査並びに令和 2 年度財政 健全化判断比率及び公営企業資金不足比率に係る審査意見、町長より、令和 2 年度健全 化判断比率及び資金不足比率の報告を受けております。

報告はタブレット端末に掲載しておりますので、朗読は省略致します。

次に、委員長報告を行います。7月27日に開催されました行財政改革特別委員会の委員 長報告を求めます。行財政改革特別委員会副委員長、中野 一郎 君。

行財政改革特別委員会副委員長(中野 一郎)

皆さん、お早うございます。

村井委員長が欠席のため、代わって副委員長の私、中野 一郎が委員長報告を申し上げます。

行財政改革特別委員会調査報告について。

令和3年7月27日に開催した行財政改革特別委員会における調査経過について次のとおり、報告します。

調査事項。

1. 駅周辺地区整備方針等について。

調査結果。

執行部より、1. 駅周辺地区整備方針等についての説明があり、これに対して委員、傍聴議員より、質疑を行いました。

- 一つ、職員駐車場の整備について。
- 一つ、町道 255 号線の雨水管整備について。
- 一つ、駅周辺開発に伴う「にぎわい創出」での経済効果について。
- 一つ、新跨線橋の通行量調査について。
- 一つ、JRの協力体制について。
- 一つ、駅周辺開発整備検討会での検討内容について。
- 一つ、ホール棟の整備に係る補助率について。

- 一つ、本通地区のカラー舗装・バリアフリー対応トイレ整備について。
- 一つ、駐輪場整備について。
- 一つ、パーク&ライドの利活用について。
- 一つ、行財政改革特別委員会における報告事項について。
- 一つ、機構改革について。
- 一つ、公共施設の老朽化について。
- 一つ、西側広場について。

以上のような項目について、行財政改革特別委員会として調査を行いました。以上、報告致します。

議長(村井 勉)

これより、ただ今の委員長報告に対する質疑を開始致します。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これをもって、委員長報告を終わります。

続きまして、令和2年度会計決算ならびに基金運用状況審査意見報告を求めます。

岸上 監査委員。

代表監査委員(岸上 善宣)

お早うございます。

それでは、令和2年度の決算審査意見ならびに基金運用状況の審査意見書を先般提出致 しましたので、その概要をご報告致します。

タブレット端末に報告書の写しを掲載しておりますので、それに従ってご説明申し上げ たいと思います。

なお、この中から抜粋して報告致しますので、ご了承頂きたいと思います。

まず1ページでございますが、「令和2年度多度津町各会計決算及び各基金の運用状況の審査意見について」ということで、地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された令和2年度多度津町一般会計、特別会計国民健康保険、同じく国民健康保険直営診療所、同じく公共下水道、同じく介護保険事業、同じく後期高齢者医療、以上の各会計の歳入歳出決算及び証書類、その他政令で定める書類並びに地方自治法第241条第5項の規定により、各基金の運用状況を示す書類について審査を行った結果、次のとおりその意見書を提出致します。

次に2ページでございます。

審査の対象でございますが、今申し上げたのと同じでございまして、令和2年度の一般会計、特別会計5会計、そして各基金運用状況を示す書類、以上が審査の対象でありま

す。

審査の期間でありますが、令和3年7月6日から令和3年7月21日まで、渡邉 監査委員と 私、岸上の両名で各課別に平均約2時間程度の時間をかけて実施致しました。

審査の方法は省略させて頂きます。

審査の結果でありますが、審査に付された一般会計、特別会計の歳入歳出決算書、歳入 歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状 況を示す書類は関係法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類 と照合した結果、誤りのないものと認められました。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており誤りのないものと認められました。

続きまして、一般会計及び各特別会計の予算額、並びに決算額でありますが、3ページ に記載していますので、お目通し頂けたらと思います。

4ページになりますが、まず、令和2年度一般会計です。

最終予算額は128億690万円と、令和元年度からの繰越明許費6億186万2千円の合計予算額は、134億876万2千円となっております。

歳入決算額は、127億4,256万1千円、歳出決算額は、121億3,953万4千円で形式収支額は 6億302万7千円となり、翌年度へ繰り越すべき財源8,112万円を差し引いた実質収支額 は、5億2,190万7千円の黒字決算となっております。

この実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた令和2年度の単年度収支額は、1億244万2千円の黒字ですが、財政調整基金への積立及び取り崩しなどを加減した実質単年度収支額は3億4,752万2千円の赤字となっております。

続きまして特別会計は、最終の差し引きの実質収支額のみ申し上げます。

いずれも黒字でございます。

まず、国民健康保険でありますが、差し引き実質収支額は1億8,580万6千円の黒字決算であります。

続きまして、国民健康保険直営診療所でありますが、差し引き実質収支額は360万9千円 の黒字決算であります。

続きまして、公共下水道でありますが、翌年度へ繰り越すべき財源470万2千円を差し引いた実質収支額は1,321万3千円の黒字決算であります。

同じく、介護保険事業でありますが、最終差し引き実質収支額は6,107万2千円の黒字決算であります。

同じく、後期高齢者医療は、差し引き最終実質収支額は181万円の黒字決算であります。

続きまして、5ページ以降に今回の決算審査の過程におきまして、私ども監査委員から 各課に対して申し上げた意見とか、指摘事項について列挙しておりますので、順次読み 上げさせて頂きます。 なお、重大な指摘事項はございません。

まず、令和2年度の会計決算全般でございます。

一般会計決算について、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は約5億2,190万円の黒字決算となる見込みであるが、この実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は約1億244万円の黒字となりますが、財政調整基金への積立や取り崩しなどを加減した実質単年度収支額は約3億4,752万円の赤字になる見込みとなっております。

新型コロナウイルスが全世界に蔓延し、日本においても感染拡大したことに伴う経済対策などによって、財政状況も急激に悪化しているので、臨時財政対策債を含む地方交付税等の動向については不透明であり、また、本町の主要な自主財源である法人町民税についても減少が見込まれる状況になっております。従って不要・不急の事業は控えるなどの歳出削減に取り組み、常に緊張感を持って健全な財政運営に努めることが求められます。

また、各課が運営や事業に深く関わっている外部団体へ支出している補助金については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、イベント等の開催が制限されていることから、「多度津町補助条例」に規定された実績報告に基づいて内容を精査した上で補助金の返還等の措置を確実に履行されたい。

なお、昨年度からは財務監査・行政監査、定期監査、例月出納検査、決算審査等については、「多度津町監査委員監査基準」に基づいて実施しているので、内部統制が重要になっていることを申し添える。としております。

続いて各課への指摘事項に移りますが、

最初に議会事務局です。

町民が手にとって読みたくなる質の高い議会広報誌を目指して写真を多用したり、注目度の高いテーマについては住民の声を取材するなど様々な工夫を凝らしながら、町議会の役割や内容が分かりやすく伝わるものを作成できるように広報編集委員会のサポートに努めて頂きたい。

次に町長公室です。

1 点目として、UJIターンでの移住・定住者を増やすことにも繋がるため、他自治体の取組を参考にしながら県外在住の民間企業経験者などを対象にした採用試験を検討したり、権限委譲や機構改革による事務量の変化を把握した上で各課ヒアリングにより保健師や社会福祉士などの多様な専門職の必要人数についても分析をするなど最適な職員採用計画を検討して頂きたい。

2 点目として、新庁舎での業務において複数の課が相互に連携が図れる配置となるよう に各課の職員数を検討することと併せて職員の残業が月 45 時間を超えることが常態化 している課については、労働安全衛生法に基づいて産業医の指導を仰ぎながら、精神面 や身体面でのケアに努めて頂きたい。 3 点目として、自治会への加入率が低下しているので、大地震等の災害が発生しても相 互扶助により安心な生活が継続できたり、自分達の住む地域の生活課題が解決できると いう自治会本来の利点を広報紙やホームページを活用して住民周知に努めるとともに、 他自治体の取組を研究して加入率を上げる方策を検討して頂きたい。 次に総務課です。

1 点目として、新庁舎整備事業や駅周辺開発整備事業等により財政調整基金が急激に減少することが想定されていることと併せて、新型コロナ感染症拡大の影響を受けた経済状況の悪化により税収減少も懸念されることから、大型事業は先延ばしにするなど財政指標が悪化しないように財政規律を守った行政運営を心掛けて頂きたい。

2 点目として、職員駐車場としている土地開発公社の土地の買戻しが完了したのちの利活用については、老人福祉施設をはじめ民間企業誘致を前提とした売却や貸し出しなどを多角的に検討して頂きたい。また、旧給食センター施設や町営住宅跡地についても長期間放置することなく関係課と協議して最善の活用方法をあらかじめ検討して頂きたい。

3 点目として、災害時に自力避難が困難な高齢者や障害者らの逃げ遅れを防ぐためにケアマネージャー等の福祉職との連携を強化して避難ルートや避難場所・手助けを要する支援者の氏名を明記するなど一人ひとりの避難方法を事前に決めておく「個別避難計画」を早急に作成するように努めて頂きたい。

続いて政策観光課です。

1点目として、情報システムやパソコン機器類を含む什器の調達をはじめ執務環境の整備に遺漏がないように準備を進めることと併せて、全課が一丸となって移転業務に取り組んで新庁舎での業務開始に万全の準備をして頂きたい。また、新庁舎に対する住民満足度が高くなるように機構改革の検証をした上で、更なる課の再編や職員配置に修正を加えるなど、住民サービスの向上に努めて頂きたい。

2点目として、都市再生整備計画に基づく多度津駅周辺や本通地区の整備事業については、将来負担比率などの財政状況を念頭に入れて町の負担が少なくてすむように他自治体の例を参考に検討することと併せて、「合田邸」の保全・活用についても負担軽減のため、寄附やクラウドファンディングを募るなど様々な方策を検討した上で実施して頂きたい。

3点目として、アフターコロナを見据えた上でオンラインでの移住・定住関連のフェアには積極的に参加するなど多度津町をPRしながら、希望者には一時的な移住体験をしてもらえる家具付住宅を準備したり、最新の空き家バンク情報や求人情報も提供できる体制を整えるなど移住後の生活の不安を払拭させる取組をすることで、多くの移住に結びつけて頂きたい。

次に税務課です。

1 点目として、納税者の利便性を向上させたり、収納率を上げるためにコンビニ収納の

手軽さを広報紙で周知することと併せてスマートフォンを使用して納税が可能となるシステムについても関係機関と連携して検討して頂きたい。

- 2 点目として、県などが主催する徴収に関する研修会には全課員を計画的に派遣して、 徴収事務のレベルアップを図りながら収納率の向上や公平な賦課に努めて頂きたい。 次に住民環境課です。
- 1 点目として、プラスチックゴミの削減や二酸化炭素排出量の削減に寄与することから、学生・生徒に地球温暖化や海洋汚染などの環境学習を継続することと併せて、省エネに繋がるツル性植物を育てて日差しを遮る「緑のカーテン」事業については、公民館をはじめとする町施設全般において実践することで住民周知に努めて頂きたい。
- 2 点目として、無秩序な野良猫の繁殖により困っている地区に対する地域猫活動補助金制度については、猫を躾けることによって道路環境が良くなったり、手術によって繁殖が抑えられるなどの一定の成果が見られるので、町全域に広がるようにPRするとともに制度を継続して頂きたい。
- 3 点目として、マイナンバーカードの発行枚数が前年から倍増しており、それに伴って住民票等のコンビニ交付も多くなっているので、今後も町民にマイナンバーカードの利便性や有用性を広く周知して交付率を向上させるように努めて頂きたい。
- 続いて高齢者保険課です。
- 1 点目として、増加傾向にある認知症患者に対応するために、認知症への正しい理解と周知啓発に努めながら様々な介護予防事業を展開するとともに認知症サポーター養成講座などを通じたボランティアによる移送支援などに取り組むことで、高齢者の閉じ籠もり予防にも努めて頂きたい。
- 2 点目として、「福祉タクシー事業」は高齢者の外出機会を創出しており、「おもいやりゴミ戸別収集事業」や「おもいやり配食事業」は高齢者の日常生活の支えになっているので、気軽に利用してもらえるように周知するとともに強固な見守り体制を堅持して頂きたい。また、高齢者の行方不明事案に備えて、コンビニ店などと連携した「おもいやりSOSネットワーク模擬訓練」も定期的に実施して頂きたい。

次に健康福祉課です。

- 1 点目として、町民の健康寿命を延ばすことは町の魅力にも繋がることから、健康診断や人間ドックなどの受診勧奨を積極的に行なって、受診出来ていない世帯には反復して再通知をするなど早期発見・早期治療に努めてもらい、健康な生活を支える体制を構築して頂きたい。
- 2 点目として、放課後児童クラブにおいては、学年が違う子供同士での遊びや集団行動を通して社会ルールを学びながら自発的な学習ができる環境を整えることと併せて、作業療法士による巡回相談によって問題行動の早期発見に繋げるなど児童の健全な成長を支援する体制を維持して頂きたい。
- 3 点目として、妊娠初期から妊婦の疑問や悩みに対して保健師が深く関与することで、

相互の信頼関係を築きながら児童相談所などとの連携を強化して児童虐待事案の未然防止や発生しにくい体制を確立することと併せて独居老人の所在不明事案や虐待事案が発生している状況があるので、民生委員・児童委員が空白の地区は早急に選任するように努めて頂きたい。

次に建設課です。

- 1 点目として、道路の掘削を伴う工事を発注する際は、特に切断事故などによる社会的 影響が大きい埋設物については関係者と入念な協議をするとともに地中探査機などを使 用した非破壊検査での現地調査によって、位置を正確に把握した上で実施設計を行なう など、契約後の工事変更や当初設計にはなかった追加工事が発生しないように心掛けて 頂きたい。
- 2 点目として、新しい跨線橋及び昇降施設が完成して供用を開始しているので、老朽化が著しい古い跨線橋については子供の立ち入りによる事故が発生しないように出入口を厳重に封鎖するなど注意を払うとともに早期の撤去を目指して関係機関と協議を進めて頂きたい。
- 3 点目として、公共下水道事業の普及促進のために整備地区内での下水道本管への接続 を促す働きかけを継続することと併せて過年度分の下水道使用料については広域水道企 業団と連携して徴収を強化するなど少しでも滞納を減らすように努めて不納欠損額が増 加しないように留意されたい。

次に産業課です。

- 1 点目として、イノシシによる被害は年々深刻化しているので、多度津高校生が作成した簡易箱ワナを活用することで出来るだけ多くの捕獲・駆除を行なって被害防止に努めるとともに、町内の飲食店でイノシシ肉を活用したジビエ料理を提供できるように検討したり、加工食品を開発することを産官学の連携の中で実践して頂きたい。
- 2 点目として、新型コロナウイルス感染症に伴う景気悪化が続いているので、収入減となった飲食店への上乗せ補償をはじめ、経済的影響を受けている住民と小売店双方にメリットのあるプレミアム付商品券発行などの支援策を再度実施することと併せて町の活性化に繋がることから起業を検討している人に対する手厚い創業支援策についても継続して頂きたい。
- 3 点目として、多度津高校生が考案した「カキのアヒージョ」をはじめ「タコ」などの水産物を使った商品開発に対する補助事業については、将来的に漁業従事者にとって安定収入が得られることや「ふるさと納税」の返礼品としても有効なので、今後も継続して協力連携できる体制を維持して頂きたい。

続いて出納室です。

1 点目として、住民の利便性にも繋がることから先進自治体で実施している軽自動車 税・固定資産税などの町税関係の納税手続きについては、スマートフォンによる決済や クレジットカードによるキャッシュレス支払いなどの導入について関係課と協議検討し て頂きたい。

2 点目として、内部統制の徹底により公金・準公金の不正な取扱いや不適格な会計処理 事案が発生しないチェック体制を維持するとともに新しい財務会計システムにおいては 操作マニュアルを充実させることや各課に対して講習を実施することで伝票処理のミス を減少させるように努めて頂きたい。

次に消防本部です。

1 点目として、救急隊員が感染しないように出動時の装備は万全な対策をとることを継続しながら、新型コロナウイルス感染が疑われる救急事案では、受け入れ病院の決定までに時間を要したり、その後の消毒などで時間が長くかかる傾向があるので、再出動の準備が整うまでに別件の要請があっても対応できるように補充人員の確保が可能となる体制を構築して頂きたい。

2 点目として、消防団員の成り手不足や高齢化が問題となっているので、負担軽減や省力化に繋がる最新式の軽量資機材とともに安全確保のための反射ベストなどの個人装備や熱中症対策装備などの導入を検討するとともに国が通達している出動手当の改定については、財政当局とも協議して改善していくことを検討されたい。

最後に教育課です。

1 点目として、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で繰り越し事業となった小学校の外壁改修工事については、早期に竣工できるように準備することと併せて工事終了までの間に生徒の事故が発生しないように立ち入り禁止区域を設定するなど、万全の体制を構築して頂きたい。

2 点目として、臨時交付金により導入したタブレット端末を有効に活用して生徒の感染防止に努めることはもとより、外国語授業などでは双方向の利便性を活かして工夫を凝らした授業によって生徒・児童に対する外国語教育の充実や学力向上を目指して頂きたい。

3 点目として、幼稚園の一時預かりについては、時間が延長されて利便性が高まっているが、子供の安全には細心の注意を払うとともに預かり時間中の教育には多様な工夫を凝らして頂きたい。また、昨今の働き方改革に伴う共働き世帯の増加にも対応できるように夏休み等の長期休業中の一時預かり事業についても更なる拡充を検討して頂きたい。

以上でございます。これで監査意見報告を終わります。

ご清聴、有難うございました。

議長(村井 勉)

これをもって、令和2年度会計決算、並びに基金運用状況審査意見報告を終わります。 続きまして、町長報告であります。

報告は、タブレット端末に掲載致しておりますので、朗読は省略致します。

日程第4. 議案第 1号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に

関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長公室長、山内君。

町長公室長(山内 剛)

議案第1号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、 提案説明をさせて頂きます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)の公布により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)が一部改正され、第19条第3号の次に新たに1号追加されたことから、同条第4号以降に号ずれが生じることとなります。これに伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について、号ずれ対応をする必要があるため、当該条例の一部改正を行うものです。

それでは、新旧対照表によりご説明申し上げます。

1ページをご覧下さい。

第1条つきましては「法第19条第10号」としていたところ、改正後の法律の号ずれに対応するため「法第19条第11号」に改めております。

続きまして、2ページをご覧下さい。

第5条につきましても「法第19条第10号」としていたところ、改正後の法律の号ずれに対応するため「法第19条第11号」に改めております。

なお、附則と致しまして「この条例は、公布の日から施行し、改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の規定は、令和3年9月1日から適用する。」とするものでございます。

以上、議案第1号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についての提案説明とさせて頂きます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、議案第1号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について提案説明を申し上げました。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長(村井 勉)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第5. 議案第2号、多度津町の役場の位置を定める条例の一部改正についてを議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。総務課長、泉君。

総務課長(泉 知典)

お早うございます。

それでは議案第2号、多度津町の役場の位置を定める条例の一部改正につきまして、提 案説明をさせて頂きます。

新しい庁舎は、議員の皆様にもご理解を頂き、現在、JR多度津駅に隣接した町有地に 建設しており、令和4年度に開庁する予定でございます。

今回の条例改正は、庁舎の移転に伴い地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 4 条第 1 項の「地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。」という規定に基づき、多度津町役場の位置を改正しようとするものでございます。

新しい庁舎は住居番号が必要な建物に該当するため、住民環境課を通じて多度津町に住居番号の付定の申し出を行い、住居番号が付定されましたので、今回の定例会において提案致しました。

それでは、新旧対照表により条例の改正内容をご説明申し上げます。

タブレットの1ページをご覧下さい。

条例の題名についてでございますが、題名中の「多度津町の役場」を「多度津町役場」 とし、「多度津町役場の位置を定める条例」に改めるものでございます。

また、多度津町役場の位置について、条例中「栄町一丁目 1 番 91 号」を「栄町三丁目 3 番 95 号」に改めるものでございます。

なお、附則と致しまして、「この条例は、規則で定める日から施行する。」とするもの でございます。

新しい庁舎の開庁日が決定致しましたら、早急に条例の施行の日を定める規則を制定する 予定でございます。

以上、議案第2号、多度津町の役場の位置を定める条例の一部改正についての提案説明とさせて頂きます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長(村井 勉)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第6. 議案第3号、令和3年度多度津町一般会計補正予算(第2号)を議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。総務課長、泉君。

総務課長(泉 知典)

それでは議案第3号、令和3年度多度津町一般会計補正予算(第2号)について提案説明を申し上げます。

第 1 条は既定の歳入歳出予算の総額 131 億 9,010 万円に、歳入歳出それぞれ 3 億 6,890 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 135 億 5,900 万円とするものでございます。

第2条は債務負担行為の追加で、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間、限度額を定めるものでございます。

タブレットの5ページをお開き下さい。「第2表 債務負担行為の補正」に記載してありますように、し尿収集運搬業務委託料について令和3年度から6年度までの期間において4,850万円を、ごみ収集運搬業務委託料について令和3年度から8年度までの期間において3億100万円を、それぞれ限度額として債務負担行為を行うものでございます。第3条は、地方債の補正です。6ページをお開き下さい。「第3表 地方債の補正」に記載してありますように、道路整備事業を1億9,610万円に、河川整備事業を6,100万円に、港湾整備事業を4,280万円に、都市計画事業を3億1,560万円に、保健体育施設整備事業を4,840万円に、農業施設整備事業を4,700万円に、総務事業を3,450万円に、庁舎整備事業を23億2,120万円に、臨時財政対策債を4億578万5千円に、それぞれ補正するものでございます。

さて、この度の補正予算のうち、歳出における増額補正の主なものは衛生費、土木費、 教育費など、減額補正は労働費、消防費となっております。

歳入における増額補正の主なものは、地方交付税、国庫支出金、町債など、減額補正は 県支出金となっています。

それでは「歳入歳出補正予算事項別明細書」により、ご説明申し上げます。

30 ページをお開き下さい。款 2. 総務費は 1,392 万 7 千円の増額補正により、43 億 3,516 万 7 千円に改めるものでございます。項 1. 総務管理費は 3,305 万 3 千円の増額で、内訳としては、目 1. 一般管理費 3,613 万 1 千円、目 5. 財産管理費 11 万 7 千円、目 6. 企画費 187 万 1 千円、目 10. 交通安全対策費 24 万 4 千円をそれぞれ増額、目 14. 庁舎建設費 531 万円を減額するものでございます。項 2. 徴税費は 1,283 万 8 千円の減額で、目 1. 税務総務費の減額でございます。32 ページをお開き下さい。項 3. 戸籍住民基本台帳費は 39 万 7 千円の増額で、目 1. 戸籍住民基本台帳費の増額でございます。項 5. 統計調査費は 50 万円の増額で、目 1. 統計調査総務費の増額でございます。項 6. 監査委員費は 718 万 5 千円の減額で、目 1. 監査委員費の減額でございます。

34 ページをお開き下さい。款 3. 民生費は 6,467 万 1 千円の増額補正により、31 億 2,730 万 1 千円に改めるものでございます。項 1. 社会福祉費は 6,396 万 5 千円の増額で、内訳としては、目 1. 社会福祉総務費 358 万円、目 2. 国民年金費 54 万 2 千円をそれぞれ減額、目 3. 老人福祉費 6,578 万 8 千円、目 4. 総合福祉センター費 19 万 9 千円、目

6. 社会福祉施設事業費 210 万円をそれぞれ増額するものでございます。項 2. 児童福祉費は 70 万 6 千円の増額で、内訳としては、目 1. 児童福祉費 90 万 6 千円を増額、目 2. 児童保育費 20 万円を減額するものでございます。

38 ページをお開き下さい。款 4. 衛生費は 6,686 万 4 千円の増額補正により、8 億 9,051 万円に改めるものでございます。項 1. 保健衛生費は 6,520 万 4 千円の増額で、内 訳としては、目 1. 保健衛生総務費 558 万 9 千円、目 2. 予防費 5,995 万 8 千円をそれぞ れ増額、目 5. 環境保全費 34 万 3 千円を減額するものでございます。項 2. 清掃費は 166 万円の増額で、目 3. じん芥処理費の増額でございます。

40 ページをお開き下さい。款 5. 労働費は 5 万円の減額補正により、496 万 3 千円に改めるもので、項 1. 労働諸費、目 1. 労働諸費の減額でございます。

42 ページをお開き下さい。款 6. 農林水産業費は 446 万 2 千円の増額補正により、3 億 2,287 万 4 千円に改めるもので、項 1. 農業費の増額でございます。内訳としては、目 1. 農業委員会費 38 万 2 千円を増額、目 2. 農業総務費 32 万 4 千円、目 3. 農業振興費 1,521 万円をそれぞれ減額、目 4. 農地費 1,961 万 4 千円を増額するものでございます。 44 ページをお開き下さい。款 7. 商工費は 466 万 4 千円の増額補正により、2 億 3,814 万 3 千円に改めるもので、項 1. 商工費の増額でございます。内訳としては、目 1. 商工総務費 743 万 2 千円を増額、目 3. 観光費 276 万 8 千円を減額するものでございます。

46 ページをお開き下さい。款 8. 土木費は 1 億 4,856 万 8 千円の増額補正により、18 億 2,290 万 5 千円に改めるものでございます。項 1. 土木管理費は 1 億 346 万円の増額で、目 1. 土木総務費の増額でございます。項 2. 道路橋梁費は 1,135 万 7 千円の増額で、内訳としては、目 1. 道路橋梁総務費 170 万円、目 2. 道路維持修繕費 500 万円、目 3. 道路新設改良舗装費 160 万 7 千円、目 4. 交通安全施設整備費 305 万円をそれぞれ増額するものでございます。項 3. 河川費は 1,237 万 9 千円の増額で、内訳としては、目 1. 河川総務費 561 万 9 千円、目 2. 河川改良費 370 万円、目 3. 施設管理費 306 万円をそれぞれ増額するものでございます。48 ページをお開き下さい。項 4. 港湾費は 832 万円の増額で、目 2. 港湾建設費の増額でございます。項 5. 住宅費は 548 万 8 千円の増額で、目 1. 住宅管理費の増額でございます。項 6. 都市計画費は 756 万 4 千円の増額で、内訳としては、目 1. 都市計画管理費 8 万 3 千円、目 4. 公園事業費 217 万 1 千円、目 6. 都市構造再編集中支援事業費 531 万円をそれぞれ増額するものでございます。

50 ページをお開き下さい。款 9. 消防費は 365 万 9 千円の減額補正により、5 億 4,267 万 9 千円に改めるもので、項 1. 消防費の減額でございます。内訳としては、目 1. 常備消防費 640 万 9 千円を減額、目 4. 防災費 275 万円を増額するものでございます。52 ページをお開き下さい。款 10. 教育費は 6,945 万 3 千円の増額補正により、11 億 1,590 万 9 千円に改めるものでございます。項 1. 教育総務費は 466 万 9 千円の増額で、目 2. 事務局費の増額でございます。項 2. 小学校費は 20 万円の増額で、目 1. 学校管理

費の増額でございます。項 3. 中学校費は 20 万 3 千円の増額で、内訳としては、目 1. 学校管理費 5 万円、目 2. 教育振興費 15 万 3 千円をそれぞれ増額するものでございます。項 4. 幼稚園費は 386 万 4 千円の増額で、目 1. 幼稚園費の増額でございます。項 5. 社会教育費は 268 万 8 千円の増額で、内訳としては、目 1. 社会教育総務費 188 万 7 千円、54 ページをお開き下さい。目 4. 少年育成センター費 80 万 1 千円をそれぞれ増額するものでございます。項 6. 保健体育費は 5, 782 万 9 千円の増額で、内訳としては、目 2. 学校給食費 819 万 8 千円、目 3. 体育施設費 4,963 万 1 千円をそれぞれ増額するものでございます。

続いて歳入について、ご説明申し上げます。12 ページをお開き下さい。款 4. 地方交付税は 1 億 1,586 万 1 千円の増額補正により、18 億 6,586 万 1 千円に改めるもので、項 1. 地方交付税、目 1. 地方交付税の増額でございます。

14 ページをお開き下さい。款 6. 分担金及び負担金は 196 万円の増額補正により、 5,441 万 5 千円に改めるもので、項 1. 分担金、目 1. 農林水産業費分担金の増額でござ います。

16 ページをお開き下さい。款 8. 国庫支出金は 5,682 万円の増額補正により、16 億 2,866 万 9 千円に改めるものでございます。項 1. 国庫負担金は 3,128 万円の増額で、内 訳としては、目 1. 民生費国庫負担金 107 万 7 千円、目 2. 衛生費国庫負担金 3,020 万 3 千円をそれぞれ増額するものでございます。項 2. 国庫補助金は 2,554 万円の増額で、内 訳としては、目 1. 総務費国庫補助金 440 万円を増額、目 3. 民生費国庫補助金 146 万円、目 4. 土木費国庫補助金 52 万 7 千円をそれぞれ減額、目 7. 衛生費国庫補助金 2,312 万 7 千円を増額するものでございます。

18 ページをお開き下さい。款 9. 県支出金は 1,096 万 3 千円の減額補正により、7 億 1,735 万円に改めるものでございます。項 1. 県負担金は 53 万 8 千円の増額で、目 1. 民生費県負担金の増額でございます。項 2. 県補助金は 1,150 万 1 千円の減額で、内訳としては、目 1. 総務費県補助金 36 万円を増額、目 4. 農林水産業費県補助金 1,186 万 1 千円を減額するものでございます。

20 ページをお開き下さい。款 11. 寄附金は 2,010 万円の増額補正により、3 億 7,010 万 1 千円に改めるもので、項 1. 寄附金、目 1. 寄附金の増額でございます。

22 ページをお開き下さい。款 12. 繰入金は 1,977 万 6 千円の増額補正により、11 億 1,490 万 7 千円に改めるもので、項 1. 繰入金、目 1. 繰入金の増額でございます。

24 ページをお開き下さい。 款 14. 諸収入は 254 万 2 千円の増額補正により、3 億 545 万円に改めるもので、項 4. 雑入、目 4. 雑入の増額でございます。

26 ページをお開き下さい。款 15. 町債は 1 億 5,948 万 5 千円の増額補正により、37 億 5,318 万 5 千円に改めるもので、項 1. 町債の増額でございます。内訳としては、目 3. 土木債 9,640 万円、目 5. 教育債 3,680 万円、目 6. 農林水産業債 1,430 万円をそれぞれ増額、目 8. 総務債 380 万円を減額、目 9. 臨時財政対策債 1,578 万 5 千円を増額する

ものでございます。

28 ページをお開き下さい。 款 18. 地方特例交付金は 331 万 9 千円の増額補正により、 2,131 万 9 千円に改めるもので、項 1. 地方特例交付金、目 1. 地方特例交付金の増額で ございます。

以上によりまして、歳入歳出の予算総額 131 億 9,010 万円に 3 億 6,890 万円を追加し、135 億 5,900 万円に改めようとするものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、提案説明とさせて頂きます。

議長(村井 勉)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第7. 議案第4号、令和3年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算(第1号)を議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。高齢者保険課長、松浦君。

高齢者保険課長(松浦 久美子)

お早うございます。

議案第4号、令和3年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算(第1号)について提 案説明を申し上げます。

今回の補正は、第 1 条において既定の歳入歳出予算の総額 27 億 2,450 万円に歳入歳出 それぞれ 330 万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 27 億 2,120 万円に改めようとするものです。

補正の内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明申 し上げます。

国 12 ページをお願いします。款 1. 総務費は 330 万円減額し、4,939 万 6 千円とするものでございます。人件費の減額と消耗品費の増額により、項 1. 総務管理費を 330 万円減額するものです。

次に、歳入についてご説明致します。

国 10 ページをお開き下さい。款 1. 国民健康保険税は 300 万円減額し、4 億 714 万 4 千 円とするものでございます。項 1. 一般被保険者国民健康保険税は、新型コロナウイルス感染症の影響により減免分として、300 万円減額するものです。

款 4. 県支出金は 120 万円増額し、19 億 7,857 万 8 千円とするものでございます。項 1. 県負担金は、保険給付費等交付金(特別交付金)について、新型コロナウイルス感染症の影響による国保税減免分に対する交付金の増額により、120 万円増額するものです。款 6. 繰入金は 150 万円減額し、3 億 2,765 万円とするものでございます。項 1. 他会計繰入金は、新型コロナウイルス感染症の影響による国保税減免分に係る地方負担分として 180 万円増額し、人件費の減額分として 330 万円減額するものです。

以上により、歳入歳出それぞれ 330 万円を減額補正し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ

27 億 2,120 万円とするものでございます。

以上、誠に簡単ではありますが、議案第4号、令和3年度多度津町特別会計国民健康保 険補正予算(第1号)の提案説明をさせて頂きました。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長(村井 勉)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第8.議案第5号、令和3年度多度津町特別会計公共下水道補正予算(第1号)を議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。建設課長、三谷君。

建設課長(三谷 勝則)

それでは議案第5号、令和3年度多度津町特別会計公共下水道補正予算(第1号)について提案説明を申し上げます。

下1ページをご覧下さい。第1条、既定の歳入歳出予算の総額11億7,340万円に、歳入歳出それぞれ260万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、11億7,080万円とするものでございます。

今回の補正予算のうち、歳出は下水道費及び公債費の減額補正、総務費の増額補正でございます。一方、歳入は町債の減額補正、国庫支出金及び繰越金の増額補正でございます。

次に第2条、地方債の補正につきましては、下4ページをお開き下さい。第2表、地方債の補正につきましては、限度額を5億4,360万円に改めるものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明を申し上げます。

下 12 ページをお開き下さい。歳出と致しましては、款 1. 総務費を 198 万円増額補正し、2 億 2,372 万 6 千円に改めるもので、これは項 2. 業務管理費の主に委託料の増額によるものでございます。

款 2. 下水道費を 380 万 1 千円減額補正し、3 億 814 万 4 千円に改めるもので、これは項 1. 下水道費の主に委託料の減額によるものでございます。

款 3. 公債費を 77 万 9 千円減額補正し、6 億 3,893 万円に改めるもので、これは項 1. 公債費の主に償還金利子の減額によるものでございます。

続きまして、歳入につきまして説明を申し上げます。

下 10 ページをお開き下さい。款 3. 国庫支出金を 80 万円増額補正し、9,850 万円に改めるもので、これは項 1. 国庫補助金の増額によるものでございます。

款 6. 繰越金を 130 万円増額補正し、130 万円 1 千円に改めるもので、これは項 1. 繰越金の増額によるものでございます。

款 8. 町債を 470 万円減額補正し、5 億 4,360 万円に改めるもので、これは項 1. 町債の減額によるものでございます。

以上によりまして、歳入歳出予算の総額 11 億 7,340 万円に 260 万円を減額し、11 億 7,080 万円に改めるものでございます

以上、誠に簡単な説明でございますが、議案第5号、令和3年度多度津町特別会計公共 下水道補正予算(第1号)の提案説明とさせて頂きます。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長(村井 勉)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第9. 議案第6号、令和3年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算(第1号)を 議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。高齢者保険課長、松浦君。

高齢者保険課長(松浦 久美子)

議案第6号、令和3年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算(第1号)について提 案説明を申し上げます。

今回の補正は、第1条において既定の歳入歳出予算の総額25億2,400万円に歳入歳出それぞれ6,360万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億8,760万円に改めようとするものです。

この度の補正のうち歳出における増額補正の主なものは、前年度の精算に係る基金積立金と返還金等でございます。

一方、歳入における増額補正の主なものは、前年度からの繰越金でございます。

それでは「歳入歳出補正予算事項別明細書」により「歳出」からご説明申し上げます。 介12ページをお開き下さい。款1. 総務費は162万7千円の増額補正により、6,419万5千円 に改めようとするものでございます。項1. 総務管理費は人件費と県の補助事業の実施に より、136万円増額するものです。項3. 介護認定審査会費は認定調査員の人件費の増額 により、26万7千円増額するものです。

款2. 保険給付費は総額での増減はありませんが、項1. 介護サービス等諸費は378万8千円減額し、介14ページをお開き下さい。項2. 介護予防サービス等諸費は350万8千円増額し、項4. 高額介護サービス等費は13万円増額し、介16ページをお開き下さい。項5. 高額医療合算介護サービス等費は15万円増額するものです。

款5. 地域支援事業費は14万2千円の増額補正により、1億4,033万9千円に改めようとするもので、項1.介護予防・日常生活支援総合事業費の地域活動支援事業費を14万2千円増額するものです。

款6. 基金積立金は2,896万3千円の増額補正により、2,899万3千円に改めようとするもので、前年度の精算に伴うものでございます。

介 18 ページをお開き下さい。款 8. 諸支出金は 3,286 万 8 千円の増額補正により、 3,437 万 4 千円に改めようとするものでございます。項 1. 償還金及び還付加算金は、前 年度の精算に係る返還金により 1,309 万 2 千円増額するものです。項 3. 操出金は、これも同様、前年度の精算に係る一般会計への返還金により 1,977 万 6 千円増額するものでございます。

次に「歳入」について、ご説明致します。

介 10 ページをお開き下さい。款 3. 国庫支出金は 50 万 9 千円の増額補正により、5 億 7,324 万 1 千円に改めようとするものでございます。項 1. 国庫負担金は前年度の精算に係る負担金の確定により、47 万 2 千円増額するものです。項 2. 国庫補助金は歳出の地域支援事業費を増額することに伴い、3 万 7 千円増額するものです。

款 4. 支払基金交付金は 3 万 9 千円の増額補正により、6 億 5,155 万 7 千円に改めようとするもので、項 1. 支払基金交付金は歳出の地域支援事業費を増額することに伴い、3 万 9 千円増額するものです。

款 5. 県支出金は 101 万 9 千円の増額補正により、3 億 6,576 万 5 千円に改めようとする もので、項 2. 県費補助金は主に歳出の総務費の補助事業の実施に伴い、101 万 9 千円増 額するものです。

款 8. 繰入金は 96 万 3 千円の増額補正により、4 億 3,299 万 1 千円に改めようとするものでございます。項 1. 一般会計繰入金は主に介護給付費繰入金の基金との調整分と前年度精算に係る低所得者保険料軽減繰入金により、6,279 万 6 千円増額するものです。項 2. 基金繰入金は、一般会計繰入金のうちの介護給付費繰入金との調整分の減額と歳出の地域支援事業費の増額により 6,183 万 3 千円減額するものです。

款 9. 繰越金は 6,107 万円の増額補正により、6,107 万 1 千円に改めようとするもので、前年度の決算見込みに伴うものです。

以上により、歳入歳出それぞれ 6,360 万円を増額補正し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 25 億 8,760 万円に改めようとするものでございます。

以上、誠に簡単ではありますが、議案第6号、令和3年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算(第1号)の提案説明をさせて頂きました。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長(村井 勉)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。再開を 10 時 40 分でお願いしたいと思います。 よろしくお願い致します。

休憩 午前 10 時 23 分 再開 午前 10 時 40 分

議長(村井 勉)

休憩前に引き続き、会議を再開致します。

日程第 10. 議案第 7 号、令和 2 年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第 8 号、令和 2 年度多度津町特別会計国民健康保険歳入歳出決算認定について、議案第 9 号、令和 2 年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所歳入歳出決算認定について、議案第 10 号、令和 2 年度多度津町特別会計公共下水道歳入歳出決算認定について、議案第 11 号、令和 2 年度多度津町特別会計介護保険事業歳入歳出決算認定について、議案第 12 号、令和 2 年度多度津町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について、議 2 号、令和 2 年度多度津町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について、提案説明の都合上、一括議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。会計管理者、山下君。

会計管理者(山下 佐千子)

それでは、議案第7号から議案第12号までの6議案、一般会計及び特別会計5会計の令和2年度歳入歳出決算認定について、一括して提案説明を申し上げます。

令和2年度各会計の歳入歳出決算につきましては、地方自治法第233条第2項及び第241条 第5項の規定に基づき、町長より監査委員の審査に付し、去る8月25日に監査委員より、 審査意見書の提出を頂きました。

その結果は、先ほど岸上 監査委員からご報告を頂いたところでございます。

つきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定をお願いするものでございます。

それでは、各会計の決算の概要について、令和2年度「主要施策の成果に関する報告書」により、ご説明を申し上げます。

1ページから13ページにつきましては、一般会計及び特別会計の予算編成から予算の補正を経て、決算に至る経緯を記載しております。説明につきましては、割愛させて頂き、19ページから説明を申し上げます。

まず、令和2年度一般会計の決算でございます。下段の「一般会計決算総括表」をご覧下さい。繰越明許費を含めました最終予算額は134億876万2千円でございましたが、これに対しまして、歳入総額は127億4,256万1千円、前年度に比べ35.8%、33億5,941万2千円の増加でございます。また、歳出総額は121億3,953万4千円、前年度に比べ36.9%、32億6,907万3千円の増加でございます。歳入総額から歳出総額を差し引きました形式収支額は6億302万7千円、形式収支額から翌年度へ繰越すべき財源8,112万円を差し引きました実質収支額は5億2,190万7千円の黒字でございます。

また、実質収支額から前年度の実質収支額を差し引きました単年度収支額は 1 億 244 万 2 千円の黒字、さらにこの単年度収支額に財政調整基金への積立金 3 万 6 千円を加え、財政調整基金の取り崩し額 4 億 5,000 万円を減じました実質単年度収支額は、 3 億 4,752 万 2 千円の赤字でございます。

次に歳入でございます。21 ページの「一般会計科目別歳入決算状況」をご覧下さい。 歳入総額 127 億 4,256 万 1 千円の科目別内訳でございます。このうち、構成比が高い科 目でございますが、まず、「国庫支出金」が 38 億 6,062 万 4 千円で、構成比は 30.3% と最も大きく占めております。次に「町税」が 30 億 6,181 万 3 千円で、構成比は 24%。次に「地方交付税」が 18 億 6,535 万 6 千円で、構成比は 14.6%。次に「町債」が 11 億 5,850 万 7 千円で、構成比は 9.1%。次に「県支出金」が 6 億 6,476 万 3 千円で、構成比は 5.2%の順となっております。

また、歳入の前年度に対する伸び率は、全体で 35.8%の増でありますが、これは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や特別定額給付金給付事業費・事務費補助金などにより「国庫支出金」が増減率 290.4%と大幅に増額となったことなどによるものであります。

次に、歳入を性質別に区分致しますと、町独自の収入である「自主財源」と国・県の意思に依存する「依存財源」に区分されますが、「自主財源」の割合は35.7%、金額にして45億4,073万8千円、「依存財源」の割合は64.3%、金額にして82億182万3千円で、「依存財源」になります「国庫支出金」の大幅な増加などによりまして、自主財源の割合が、前年度から13.8ポイント減少しております。

次に歳出でございます。23 ページ、「一般会計目的別歳出決算状況」をご覧下さい。 歳出総額 121 億 3,953 万 4 千円の目的別内訳でございます。

歳出において、構成比が最も高い科目は「総務費」で、39 億 6,208 万 6 千円、構成比は 32.6%。次が「民生費」の 29 億 9,430 万円で、24.7%。次に「土木費」が 13 億 6,678 万 9 千円で、11.3%。以下、「教育費」が 9.0%、「公債費」8.1%の順でございます。

次に 24 ページ、「一般会計性質別歳出決算状況」をご覧下さい。歳出をその性質別に「義務的経費」、「その他の経費」、「投資的経費」に区分して比較しますと、まず、「義務的経費」は 43 億 796 万円、構成比は 35.5%でございます。前年度に比べ 5.2%、2 億 1,193 万 3 千円の増加でございます。「その他の経費」は 63 億 4,268 万 7 千円、構成比は 52.2%でございます。「特別定額給付金」など補助費等の増加により、前年度に比べ 67.7%、25 億 6,070 万 7 千円の増加でございます。「投資的経費」は 14 億 8,888 万 7 千円、構成比は 12.3%でございます。庁舎建設等整備事業、都市構造再編集中事業、G I G A スクールの L A N 整備などを行い、前年度に比べ 50%、4 億 9,643 万 3 千円の増加でございます。以上が、一般会計の決算概要でございます。

次に、特別会計でございます。19 ページに戻りまして「令和 2 年度会計別決算の状況」特別会計の欄をご覧下さい。「特別会計国民健康保険」は歳入総額 28 億 2,120 万 3 千 円、前年度に比べ 1.4%、4,016 万 9 千円の減少。歳出総額 26 億 3,539 万 7 千円、前年度に比べ 1.1%、3,045 万 8 千円の減少で、実質収支額は 1 億 8,580 万 6 千円の黒字でございます。

「特別会計国民健康保険直営診療所」は、歳入総額 3,409 万 8 千円、前年度に比べ 13.9%、416 万 4 千円の増加。歳出総額 3,048 万 9 千円、前年度に比べ 20.5%、517 万 9 千円の増加で、実質収支額は 360 万 9 千円の黒字でございます。

「特別会計公共下水道」は、歳入総額 10 億 1,077 万 9 千円、前年度に比べ 7.1%、7,691 万 1 千円の減少。歳出総額 9 億 9,286 万 4 千円、前年度に比べ 5.5%、5,794 万 8 千円の減少で、翌年度に繰り越すべき財源 470 万 2 千円を差し引きました実質収支額は 1,321 万 3 千円の黒字でございます。

「特別会計介護保険事業」は、歳入総額 24 億 9,794 万 5 千円、前年度に比べ 1.5%、 3,777 万円の減少。歳出総額 24 億 3,687 万 3 千円、前年度に比べ 0.8%、1,856 万 3 千円の減少で、実質収支額は 6,107 万 2 千円の黒字でございます。

「特別会計後期高齢者医療」は、歳入総額3億7,703万7千円、前年度に比べ7.2%、2,520万2千円の増加。歳出総額3億7,522万7千円、前年度に比べ7.2%、2,516万9千円の増加で、実質収支額は181万円の黒字でございます。

特別会計全体の実質収支額では、2億6,551万円の黒字でございます。

以上が特別会計の決算概要でございます。

次に「町債の状況」でございます。30 ページをご覧下さい。一般会計の令和 2 年度末 公債費現在高は125 億 3,812 万円で、前年度に比べ1.8%、2 億 1,844 万 5 千円の増加 でございます。特別会計公共下水道の令和 2 年度末公債費現在高は65 億 670 万 1 千円 で、前年度に比べ5%、3 億 4,240 万 3 千円の減少でございます。

32 ページをお開き下さい。「地方消費税交付金(社会保障財源化分)の充当状況」でございます。令和元年 10 月 1 日より、消費税率の引き上げに伴いまして、地方消費税率も 1.7%から 2.2%に引き上げられておりますが、その引き上げ分につきましては、社会保障施策に要する経費に限定されております。本項目はその状況を示すもので、本町に交付されました地方消費税交付金 5 億 49 万 5 千円のうち、社会保障財源化分は 2 億 6,228 万 3 千円でございます。表の合計欄でございますが、社会保障施策に要する経費 30 億 587 万 3 千円から特定財源を差し引きました一般財源 15 億 5,648 万円の一部に社会保障財源化分 2 億 6,228 万 3 千円全額を充当したことを表わすものでございます。

次に令和2年度歳入歳出決算書の「財産に関する調書」につきまして説明を申し上げます。

令和 2 年度歳入歳出決算書の 414 ページをお開き下さい。まず、公有財産の「土地及び建物」でございます。「土地」につきましては、最下段の合計欄でございますが、前年度末現在高 101 万 5,552.62 ㎡から決算年度中に 7,494.92 ㎡増加し、決算年度末現在高は、102 万 3,047.54 ㎡でございます。

決算年度中の増減でございますが、まず行政財産のうち、公用財産の「本庁舎」は、新庁舎用地及び新庁舎用職員駐車場として 9,507.97 ㎡の増加、また、「消防施設」は消防本部の地籍調査の反映による増加と葛原屯所が道路用地に変更、見立防火水槽は売却により減少し、それらを合わせて 756.12 ㎡の増加、「その他」は青木地区の急傾斜対策用地の地籍調査の反映により 156.47 ㎡の増加となりました。

次の公共用財産のうち「公営住宅」は、家中住宅の除却により普通財産の「宅地」に、そのほか測量調査による増加を合わせて 946 ㎡の減少、「公園」は地籍調査の反映により 3,001 ㎡の増加、「その他」はパーク&ライドから新庁舎用地へ、また、地籍調査の反映により 1,766.83 ㎡の減少です。

次に普通財産でございますが、「宅地」は家中住宅の変更や地籍調査、寄附などにより1,377.27 ㎡の増加、「田畑」は地籍調査の反映によるもので232.44 ㎡の増加、「山林」も地籍調査の反映により807 ㎡の増加、「その他」は雑種地から新庁舎用地へ、そのほか地籍調査の反映により5,630.52 ㎡の減少でございます。

次に「建物」でございます。最下段の合計欄でございますが、木造・非木造の延面積の合計は、前年度末現在高 9 万 6,434.46 ㎡から決算年度中に 414.27 ㎡減少し、決算年度末現在高は 9 万 6,020.19 ㎡でございます。決算年度中の増減でございますが、公用財産の「消防施設」は葛原屯所の除却による木造 39.60 ㎡の減少、第 4 分団屯所新設による非木造 80 ㎡の増加。「公営住宅」は、家中住宅及び京町住宅の除却による木造 395.11 ㎡の減少。「その他」は「合田邸」一部解体による木造 59.56 ㎡の減少でございます。

次に 416 ページでございます。上段が「動産」、下段が「有価証券」でございますが、 いずれも決算年度中の増減はございません。

417 ページの「出資による権利」につきましても決算年度中の増減はございません。 418 ページから 420 ページは、取得価格が 100 万円以上の「備品」でございます。決算 年度中の増減は、増加した備品が「電子レジスター」2 台、「バッテリー充電器」1 台、 「蓄電池」6 台、「消防ポンプ」、「塵芥車」、「清掃車」各 1 台であり、減少した備 品はございません。総計は 12 点増加の 177 点でございます。

421 ページをご覧下さい。上段の 50 万円以上の「教材備品」、下段の「美術品」、いずれも決算年度中の増減はございません。

次に 422 ページをお開き下さい。「基金」でございます。最下段の合計では、前年度末現在額 25 億 7,726 万 1,294 円から 3 億 1,480 万 7,920 円の積立て、4 億 7,331 万 4,442 円の取り崩しにより、決算年度中に 1 億 5,850 万 6,522 円減少し、決算年度末現在額は 24 億 1,875 万 4,772 円でございます。

決算年度中の主な増減は、まず、「財政調整基金」は、前年度の決算剰余金の一部 2 億 5,000 万円と運用利息分 3 万 5,659 円の積み立て、令和 2 年度事業の財源として 4 億 5,000 万円の取り崩しでございます。「奨学基金」は運用利息分 2,102 円の積み立て、 奨学金の貸付などに充てるため、169 万 5,600 円の取り崩し。中段にあります「農業振興基金」は運用利息分 1,465 円の積み立て、令和 2 年度事業の財源として 261 万 1,276 円の取り崩し。「介護保険財政調整基金」は運用利息分 4,134 円と前年度繰越金の一部 3,145 万 1,678 円、合わせまして 3,145 万 5,812 円の積み立て。「庁舎建設基金」は運用利息分 3,202 円と予算の補正による積み立て 2,000 万円、合わせまして

2,000 万 3,202 円の積み立て。「新健やか子ども基金」は令和 2 年より創設され、令和 5 年 3 月末で効力を失う基金でございますが、決算年度中に香川県からの補助金と運用 利息分の合計 1,330 万 180 円を積み立て、令和 2 年度事業の財源として 400 万 7,566 円 を取り崩しております。その他の基金は、地域福祉基金を除きまして、運用利息分の積み立てでございます。

423 ページをご覧下さい。「国民健康保険高額療養費貸付基金」でございますが、決算年度中の利用はありませんでしたので、決算年度末現在額は500万円でございます。

424 ページをお開き下さい。「債権」でございます。「公共下水道事業受益者負担金」は決算年度中に3万円減少し、決算年度末現在額は4万9千円でございます。

以上、議案第7号から議案第12号までの6議案、一般会計及び特別会計5会計の令和2年度歳入歳出決算認定について、一括して提案説明を申し上げました。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長(村井 勉)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第11. 議案第13号、物品購入契約の締結についてを議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。総務課長、泉君。

総務課長(泉 知典)

それでは議案第13号、物品購入契約の締結についての提案説明を申し上げます。

物品名につきましては、デジタルボードでございます。

納入場所は、多度津町役場他となります。

契約の方法は指名競争入札によるもので、応札業者は5社でありました。

契約金額は698万5千円で、そのうち消費税額等は63万5千円でございます。

参考までに、請負比率は57.5%でございました。

納入業者は香川県丸亀市土器町東八丁目 537 番地 1、シコク・システム工房株式会社代表取締役社長 竹森 貴年 でございます。

また、参考資料と致しまして、2ページに契約書及び付帯条件を添付しております。

物品の概要と致しましては、収束の見通しがつかないコロナ禍により増加しているウェブ会議について対応するため、デジタルボードを地方創生臨時交付金を活用し、導入しようとするものです。それにより迅速かつ円滑にウェブ会議を行える環境の構築を図ります。

なお、納入期限につきましては、令和4年2月28日としております。

以上の内容のものを議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (昭和 39 年多度津町条例第 7 号) 第 3 条の規定により、本物品購入契約を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案第13号、物品購入契約の締結についての提案説明を申し上げました。 よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長(村井 勉)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第12. 議案第14号、公有水面埋立免許に関する意見についてを議題と致します。 タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。建設課長、三谷君。

建設課長(三谷 勝則)

それでは議案第14号、公有水面埋立免許に関する意見について、提案説明を申し上げます。

現在、島嶼部にある船揚場につきましては、施設規模が小さく前面水深も浅く大型化した漁船に対応できる船揚場がなく、高見島の主力産業であります漁業活動に支障をきたしております。このことにより船揚場施設の早急な整備が必要であり、高見港での船揚場整備工事に伴い、高見港港湾区域内の公有水面の埋め立てを実施するものでございます。

1 ページをご覧下さい。埋立区域として1工区は香川県仲多度郡多度津町高見字六社通1556 番 3、1556 番 2 に接する道に接する公共空地の地先公有水面でございます。 2 工区は香川県仲多度郡多度津町高見字六社通1657 番 8 及び1657 番 5、1657 番 6、1657 番 7、1657 番 2、1657 番 12 に接する無番地及び1657 番、1657 番 9、1657 番 8 に接する公共空地の地先公有水面でございます。埋立ての面積につきましては、1 工区は1,688.35 ㎡、2 工区は383.76 ㎡で総面積は2,072.11 ㎡でございます。

また、4 ページからは、埋立地の用途、設計の概要、7 ページに埋立てに関する工事の施工に要する期間を、8 ページには参考資料として位置図及び平面図を添付しております。

本議案につきましては、公有水面埋立法に基づきまして、多度津町長から令和3年8月11日付けで、公有水面埋立免許出願書の提出があり、出願された内容に異議のない旨を答申することについて、公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第3条第4項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第 14 号、公有水面埋立免許に関する意見についての提案説明とさせて頂きます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長(村井 勉)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで、お諮り致します。

ただ今までに、提案理由の説明がなされました議案で、議案第 1 号から議案第 13 号までを総務教育常任委員会に、議案第 14 号を建設産業民生常任委員会に多度津町議会会議規則第 39 条第 1 項の規定により付託の上、審査することに致したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、14 議案を会期中の総務教育常任委員会及び建設産業民生常任委員会に付託の上、審査することに決定致しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了致しました。

これにて、散会を致します。

有難うございました。

散会 午前11時13分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため ここに署名捺印する。

> 令 和 3 年 9 月 7 日 第3回多度津町議会定例会

議 長

議員

議員

事務局長

書 記